

受益者の皆様へ

2017年11月



商 号 SBIアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

「中小型成長株ファンド ジェイスター(愛称:Jstar)」信託終了(繰上償還)に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本ファンドは平成29年11月20日の基準価額(15,034円)が15,000円を上回ったため、信託約款の規定に基づき、信託終了(繰上償還)することとなりましたのでお知らせいたします。
 詳細につきましては、下記をご覧ください。

皆様のご愛顧に心からお礼申し上げますとともに、今後ともより一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

| | |
|---------------------|--|
| 繰上償還日 | 信託約款の規定に基づき、安定運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。繰上償還日は平成29年12月7日(木)となります。 |
| 償還価額 | 繰上償還日(平成29年12月7日(木))の基準価額となります。繰上償還日に委託会社のホームページに掲載する予定です。 |
| 償還金のお支払い | 償還金は償還後速やかに販売会社にてお支払する予定です。お支払日に関しましては、お取引のある販売会社へお尋ねください。 |
| ご留意 いただきたい 事項 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 繰上償還の条件となる基準価額15,000円は、安定運用に移行する水準であり、本ファンドの安定運用に移行後の基準価額や償還価額が15,000円を上回ることを保証するものではありません。安定運用へ移行が完了するまでの株価変動や、安定運用期間中の信託報酬等の負担等により基準価額が下落することがあります。 ➤ <u>繰上償還の決定に伴い、受益権の新規取得申込みを停止させていただく予定です。</u> ➤ <u>解約(換金)の請求は12月6日(水)まで受け付けますが、換金に際しては、換金請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。</u> ➤ 運用内容の詳細につきましては、後日お送りする運用報告書をご覧ください。 |

以上

< 本件に関する問い合わせ先 >
 SBIアセットマネジメント株式会社 繰上償還 係
 電話番号 03-6229-0097(受付時間は土日祝日を除く9:00~17:00)